

名古屋市交通局営繕工事における週休2日促進モデル工事実施要綱（令和5年1月）

（趣旨）

第1条 本要綱は、名古屋市交通局が施行する営繕工事（建築工事、設備工事、電気工事）における週休2日の取組において労務単価の補正等を行うために必要な事項を定め、週休2日を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- （2）対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間のうち、次に掲げる期間を除いた現場作業のある期間をいう。
 - ア 年末年始（6日間）
 - イ 夏季休暇（3日間）
 - ウ 工場製作のみを実施している期間
 - エ 工事全体を一時中止している期間
 - オ 天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間
 - カ 家屋調査など、現場外における調査等のみを行っている期間
 - キ その他、監督員が認めた期間
- （3）現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- （4）4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- （5）現場着手日とは、現場代理人が現場に継続的に常駐した最初の日をいう。
- （6）工事完了日とは、契約約款第31条第1項に基づく工事完了届に記載された完了年月日をいう。
- （7）発注者指定方式とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。
- （8）受注者希望方式とは、受注者が現場着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式をいう。
- （9）契約依頼とは、会計課長に契約を依頼することをいう。

（対象工事）

第3条 対象工事は、入札予定金額が1,000万円以上の営繕工事の中から工事所管課長が選定する。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、関係工事所管課の協議により選定し、分離発注する全てを対象工事とする。

(労務単価の補正等)

第4条 労務単価の補正等は次のとおり行うものとする。

(1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所による週休2日の取得を目指しつつ、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日促進モデル工事において、以下のアからウまでの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務単価（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務単価）を補正する。

ア 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）

1. 05

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率 25.0%（7日/28日）以上、28.5%未満）

1. 03

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上、25.0%未満）

1. 01

(2) 積算及び変更方法

ア 発注者指定方式

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に（1）アにより労務単価を補正して工事費を積算する。

現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約約款第23条の規定に基づき請負代金額のうち労務単価補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、（1）イ及びウの補正は考慮しない。

イ 受注者希望方式

現場閉所の状況を確認後、（1）アからウまでの現場閉所の状況に応じて、労務単価を補正し工事費を積算し、契約約款第23条の規定に基づき請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び現場着手日前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組みを希望しない場合を含む。）については、変更の対象としない。

(対象工事である旨等の明示)

第5条 対象工事である旨等の明示は、設計図書に週休2日促進モデル工事に関する特記仕様書を添付すると共に、設計書の設計説明に「週休2日促進モデル工事（〇〇方式）対象工事」と記載する。また、発注者指定方式の場合は、工事件名の末尾に「（週休2日）」を付け加える。

2 前項の明示のない工事については対象としない。

(発注方式)

第6条 発注方式は、発注者指定方式または受注者希望方式のいずれかによる方式とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

2 一つの工事現場で複数の工事が分離発注する工事で受注者希望方式の場合は、全ての工事の現場着手日前に全ての工事の受注者と週休2日の協議が完了できた場合のみ対象とする。

(現場閉所の確認方法)

第7条 現場閉所の確認方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 現場着手前

ア 監督員は、「現場閉所予定日」を記載した工程表等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、現場着手日、現場作業完了予定日及び必要に応じて工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

(2) 現場着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「現場閉所予定日」を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所の状況を確認する。

イ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所日数を確認する。

(3) その他留意事項

ア 監督員は、緊急に対応しなければならない場合を除き、現場閉所の前日などに、現場閉所日の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

イ 一つの工事現場において、複数の工事（設備工事、内装工事、電気工事等）を分離発注される場合は、後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように工期を設定するとともに、監督員は、各工事間の調整を受注者を含め協力して実施する。

ウ 発注者の都合により追加工事や工事一時中止を行うことになった場合など、対象外とする期間等を変更する必要がある場合は、その都度、監督員と受注者が協議する。

(契約変更手続き)

第8条 労務単価補正に係る契約変更の契約依頼は、契約終了日の20日前までに行い、契約変更は現場作業完了後から工期末までの期間内で行う。ただし、契約変更の手続きを現場作業完了前に始める場合は、受注者と十分に協議を行い週休2日達成の見込みを立てた上で行う。

(週休2日促進モデル工事の対外的な表示)

第9条 受注者は、週休2日促進モデル工事である旨を仮囲い等に明示する。

(適正な工期の確保)

第10条 発注者は、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(国土交通省)等に基づき適正な工期を設定する。

(工事成績評定)

第11条 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表においては「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は、この考査項目で適切に評価する。

(アンケート調査等の実施)

第12条 週休2日促進モデル工事を実施する場合は、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するために、検査完了後に受注者へアンケート調査を実施する。

附則

この要綱は令和3年11月30日から施行する。

附則

この要綱は令和5年1月1日から施行する。

営繕工事における週休2日促進モデル工事に関する特記仕様書
(発注者指定方式)

- 1 本工事は、発注者指定方式の週休2日制工事の対象とする。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - ⑤ 現場作業は、少なくとも工期末の20日前までに完了できるよう設定するものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

なお、監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。
- 4 受注者は、週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 5 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 6 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務単価（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、

令和5年1月

現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

- 7 受注者は、検査時に発注者が行うアンケート調査に協力するものとする。
- 8 この特記仕様書に定めのない事項については、「名古屋市交通局営繕工事における週休2日促進モデル工事実施要綱（令和5年1月）」に定められているほか、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

営繕工事における週休2日促進モデル工事に関する特記仕様書
(受注者希望方式)

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。

週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は、3及び4に規定する義務を負わない。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - ⑤ 現場作業は、少なくとも工期末の20日前までに完了できるよう設定するものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。

なお、監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。
- 4 受注者は、週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 5 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

6 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、以下の①又は④の現場閉所の状況に応じた補正係数により労務単価（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。

なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、補正の変更は行わないものとする。

① 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

補正係数1.05

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

補正係数1.03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

補正係数1.01

④ 4週6休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）未満）

補正は行わない。

7 受注者は、検査時に発注者が行うアンケート調査に協力するものとする。

8 この特記仕様書に定めのない事項については、「名古屋市交通局営繕工事における週休2日促進モデル工事实施要綱（令和5年1月）」に定められているほか、監督員と協議のうえ、決定するものとする。